

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

相模原市より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。指定の有効期間が、従来の無期限から5年間となり、指定の更新がされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年 4月 1日～平成11年 3月 31日	令和元年 9月 30日～令和 2年 9月 29日まで
平成11年 4年 1日～平成15年 3月 31日	令和元年 9月 30日～令和 3年 9月 29日まで
平成15年 4年 1日～平成19年 3月 31日	令和元年 9月 30日～令和 4年 9月 29日まで
平成19年 4年 1日～平成25年 3月 31日	令和元年 9月 30日～令和 5年 9月 29日まで
平成25年 4年 1日～令和元年 9月 30日	令和元年 9月 30日～令和 6年 9月 29日まで
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から起算して5年間

○指定の更新の要件は、**新規指定時と同様です。**

○更新申請に必要な書類

- ・**指定給水装置工事事業者指定申請書**
- ・**誓約書**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款の写し及び登記事項証明書**(法人)
又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(**免状の写し又技術者証の写し**)
- ・**指定更新時確認事項**
- ・**指定給水装置工事事業者指定証(原本)**

○指定更新手数料

1件につき**10,000 円**(非課税)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、**郵送にて通知**します。

なお、郵送の不着や未更新のかたへの**再通知はいたしません。**

◎指定更新の際、次の4項目の確認を行います。

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

津久井下水道事務所 簡易水道班 TEL:042-687-5504